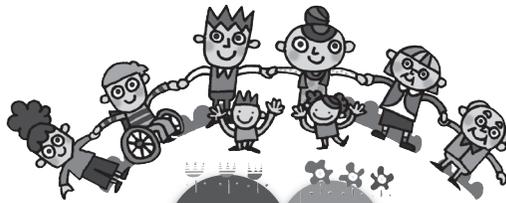


いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



2012
2.29

no.132

Report

1

日教組(教育改革全国キャンペーン)と共催でシンポジウムを開催
子どもにやさしいまち・学校づくり／および子どもの人権連第26回総会

子どもの人権連事務局 2

2

子どもの権利新時代へ

国連子どもの権利条約の新議定書(第3議定書)が国連総会で採択

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 尚綱学院大学教授 森田 明彦 4

3

「アジア子どもの権利フォーラム2011 日本大会」開催される

副実行委員長 森田 明美 6

4

東日本大震災子ども支援ネットワークシンポジウム「子どもにやさしいまちづくり」

—東日本大震災・原発事故からの「提言」—

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香 11

5

第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告

創立20周年記念 子どもの権利条約ネットワーク主催 5月イベント

みんなが知らなかった、地球環境を知る

子どもの権利条約ネットワーク 荒木 悦子 18

Event information

フォーラム子どもの権利研究2012 22

Document 2012.12.1～2012.2.9

子どもの人権と教育関係の報道と記録から 23

Report

1



日教組(教育改革全国キャンペーン)と共催でシンポジウムを開催

子どもにやさしいまち・学校づくり および子どもの人権連 第26回総会

子どもの人権連事務局

11月19日(土)、日教組と共催でシンポジウム「子どもにやさしいまち・学校づくり」を開催した。参加者は約80人で、日本教育会館の会議室はほぼ満席となった。

「3.11東日本大震災による危機的状況においても子どもの権利を基盤にして、子どもおよび家族の支援、学校・施設等の再構築、地域・コミュニティの再生等を推進する。すべての子どもが安全で、健康な環境のもとで、自らの力を最大限に発揮できるよう、『子どもにやさしいまち・学校』の実現をめざす。」ことを目的に、リタ・パニカーさん(インド・NGOで活動)、鷹咲子さん(早稲田大学大学院非常勤講師)、平野咲子さん(子ども国会)、小野田誓さん(元日本PTA全国協議会相談役)をパネリストに、森田明美さん(東洋大学教授・子どもの人権連代表委員)をコーディネーターにお招きしてのシンポジウムであった。また、通訳を平野裕二さん(子どもの人権連代表委員)に務めていただいた。

リタさんは、インドのストリートチルドレンを22年間サポートする中で、子どもたちが公園の整備について行政に積極的に参画した結果、地域がとてもよいものとなった例を挙げ、子どもたちの意見を聴けるまち・学校が、子どもにやさしいまち・学校であると述べた。

続いて鷹さんは、就学援助の調査を通して、

日本の子どもをめぐる状況が年々厳しくなっていること、震災でさらに厳しい生活状況をかかえる子どもの増加が読み取れることから、日本全体が貧困化している中、子どもたちの権利が守られているかどうかを見ていくことがおとなたちの役割ではないかと指摘した。

また、平野さんは、自身が不登校になった経験をふりかえり、子どもの立場から、一日の大半を過ごす学校は子どもにとって世界のすべてであり、やさしさや思いやりが大切であると感じさせてくれる世界が見えるような学校が、子どもたちにとってやさしい学校だと思うと述べた。

小野田さんは保護者の立場から、親の価値観の多様化を感じるが、子どもたちにはどこかで自分を受け入れてくれるところ・「居場所」が大切。学校だけでなく地域が活躍してもいいのではないかと。学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの支援をすすめることが重要であると述べた。

最後に、森田さんは、「子どもにやさしいまち」をどのように具現化していくか、インドのとりくみを参考に日本の中で実現したい、「子どもの意見の尊重」をはじめとした「子どもの権利を基盤」にしてとりくまなければならないとまとめた。

会場には、岩手県山田町で被災した子どもたちの学習支援を行っている「ゾンタハウス」の活動風景の写真が展示され、休憩時間にはボランティアの学生からの説明なども行われた。また、日教組が夏休みに実施した教育ボランティアの写真も展示された。

人権連の活動も25年の節目を経過したことをふまえ、永井憲一さん（子どもの人権連顧問）からは、人権連の設立趣旨等を交えたあいさつがあり、改めて子どもの権利条約の具現化の重要性を確認した。



子どもの人権連第26回総会

シンポジウム「子どもにやさしいまち・学校づくり」に引き続き、16:15から日本教育会館（東京）で第26回総会を開催した。会員等約50人が参加し、活動方針等を決定した。

はじめに、森田明美代表委員からあいさつを受けた後、池田啓子事務局員を議長に選出、原ひとみ事務局長から「2010年度活動報告と決算報告」、丹野正則監査委員から「2010年度監査報告」を受け、全会一致で承認された。その後、「2011年度活動方針案と予算案」、「2011年度役

員・事務局員案」が提案され、これも全会一致で決定された。

3.11東日本大震災後、ユニセフの提唱する「子どもにやさしいまち」がこれまで以上に課題となっている。被災者支援・被災地復興においては、子どもの権利を基盤にすえ、安全・安心な子どもの居場所の確保、安心して相談できるツールや人の確保、遊びや学びの権利の保障などの支援が不可欠である。また、保護者を失った子どもや障害のある子ども、外国籍の子ども、不登校の子ども、乳幼児など、多様なニーズに対してすべての子どもに支援がなされることが大切である。

11年度新たに「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業に「震災特別枠」を設け、被災した子どもたちが主体となつてとりくむ活動への助成金の予算化を決定した。そのほかにも、国連・子どもの権利委員会の総括所見リーフレットの活用、社会権規約NGOレポート作成への参画、新しい選択議定書（個人通報制度）のキャンペーンへの関与など、子どもの権利条約の具現化に向けとりくみをすすめていくことを確認し、総会を終えた。



Report

2

子どもの権利新時代へ

国連子どもの権利条約の 新議定書(第3議定書)が国連総会で採択



セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 尚絅学院大学教授 森田 明彦

国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度を創設する子どもの権利条約新議定書(第3議定書)が2011年12月19日(日本時間20日)、ニューヨークの国連総会において全会一致で採択された。

個人通報制度とは、特定個人の権利が侵害され、国内手続きを尽くしても、依然、その救済が実現しなかった場合に、関連する国際人権委員会に救済申立を行うことができる制度のことで、国際的な人権条約の完全実施には不可欠のメカニズムであると言われている。

今回採択された新議定書により、権利侵害に遭った子どもは、国内における救済手続きを尽くしても権利が回復しなかった場合、「個人通報制度」に基づき国連子どもの権利委員会に救済申立を行うことができるようになる。

2006年より新議定書実現に向けたキャンペーンにとりくんできた国連子どもの権利条約NGOグループは、以下の4つの理由から、その創設が必要であることを強く訴えてきた。

- (1) 国内制度では対応できない子どもの権利侵害に対する救済措置を提供する。
- (2) 国内における国連子どもの権利条約の実効的履行を強化する。
- (3) 国連子どもの権利条約によって保障されている権利に関する判例を蓄積する。

- (4) 権利の保持者としての子どもの法的地位を強化する。

国連子どもの権利条約にその他の国際人権条約と同様に個人通報制度を含む実効的履行を担保する制度を創設しようという動きは、1980年代よりあったが、2007年に国連子どもの権利委員会委員長に選出された李亮喜成均館大学教授(韓国)のイニシアティブの下でその具体化に向けた動きが大きく進展し、2010年3月には国連人権理事会の下で設置された作業部会が新議定書案の策定作業を開始し、2011年2月に新議定書案が作業部会において全会一致で採択された。

異例のスピードで新議定書案が完成した背景には、李亮喜教授の強力なイニシアティブに加え、グローバル化の急速な進展の中で国際的な子どもの権利保障メカニズム創設の必要性が世界の市民の間で共有されていたことが挙げられる。

その後、新議定書案は6月の国連人権理事会第17会期に提出され、最終日(17日)に全会一致で採択された。

この時、日本政府は戦後初めて国際的な個人通報制度を創設する国際条約案の共同提案国となり、さらに新議定書案の趣旨説明直後に発言

を求めて「日本政府は、子どもの権利保護の実現のために、個人通報制度が積極的役割を果たすことを強く希望します」と明言、その積極的姿勢は国際的に高く評価された。

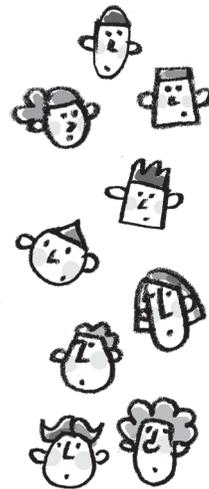
その後、新議定書案は同年 11 月 15 日に国連総会第三委員会、12 月 19 日に国連総会で採択された。日本政府は、国連総会においても北東アジア地域唯一の共同提案国として新議定書案の実現を終始一貫して強く支持した。

国連総会で採択された新議定書は、2012 年 2 月 28 日にジュネーブの国連人権理事会の場で開催予定の共同署名式において各国政府の署名に開放され、10 カ国目の批准書ないし加入書が国連事務総長に寄託された 3 カ月後に国際的に発効する見込みである。

したがって、2012 年内に新議定書が国際的に発効する可能性もかなり高いと言える。ちなみに、国際的な子どもの権利条約 NGO グループからの情報によると、ドイツ、チリ、ウルグアイ、スロバキア、オーストリアは新議定書への署名をすでに決定したようである。

国内において、2009 年より新議定書の実現を目指すキャンペーンに取り組んできた子どもの権利条約 NGO グループ/日本は、日本が 2 月 28 日に予定されている合同署名式において新議定書に署名し、年内には批准することを目指し必要な手続きを進めることを日本政府および国会に対して要望している。

本年末には日本が新議定書の加盟国となっていることを期待したい。



Report

3

「アジア子どもの権利フォーラム2011 日本大会」 開催される



副実行委員長 森田 明美



アジア 10 か国・地域から 37 人を迎えて開催された日本大会。日本からは約 220 人が参加して 250 人で開催されました。今回からいんふおめーしょんの紙上で 2 回にわたって第 2 回アジア子どもの権利フォーラムの成果を確認・共有して、大会宣言を具体化し、アジアにおける子どもの権利実現に向けてのとりくみをみなさんとともにすすめたいと思います。

1 主催、日程等

- ①日程：2011 年 11 月 20 日（日）
10 時～ 21 日（月）18 時
- ②会場：早稲田大学国際会議場（東京都新宿区）
- ③参加国：日本、韓国、中国、台湾（チャイニーズ台北）、モンゴル、タイ、カンボジア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、インド
- ④主催：アジア子どもの権利フォーラム実行委員会（開催事務局：子どもの権利条約総合研究所）

後援：外務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、法務省、内閣府、ユニセフ駐日事務所、日本ユニセフ協会、人権教育啓発推進センター、国際協力 NGO センター、朝日新聞社、読売新聞社、共同通信社

協賛団体：

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、子どもの人権連、国際子ども権利センター、全労済、全労済協会、日本再共済連、自治労本部、自治労東京、西東京市職労、コープとうきょう、東京・生活者ネットワーク、(株)三省堂、(株)日本評論社

2 趣旨・目的

主題：子どもにふさわしい世界の創造
— 危機的状況下における子どもの権利の実現 —

アジアにおける子どもの権利条約の実現に向けて、子どもをめぐる状況に関するデータや実態、法・政策、子どもの権利保障に関わる取組・実践などを共有しつつ、子どもの権利に関わる研究の進展を図る。これらの積み重ねのなかで、研究者・専門家等をネットワークし、アジア各国およびアジア全体における子どもの権利保障の機構の設置やその実施に貢献する。

2009 年の第 1 回ソウル大会の成果を受け継ぎ、

2011年東京大会の主な趣旨・目的は以下の点である。

- ①子どもの権利条約の実施と子どもの権利についてのアジア各国の認識を改善すること
- ②社会や国家から保護を受けられず危険にさらされているアジアの子ども、特に貧困、人身売買、労働、性的搾取、身体的・精神的な虐待を受けている数多くのアジアの子どもに対する関心を引き起こすこと
- ③子どもの発達を阻害し、権利を侵害する社会的な慣習、つまり早婚、子どもの軽視、子どもの意見の無視、子どもに対する差別等に対する関心を引き起こすこと
- ④すべての子どもが安全で、健康な環境のもとで、自らの潜在的な力を最大限に発揮できるように支援し、そのために子どもの意見を尊重し、参加の機会を拡大すること
- ⑤災害や紛争時においても子どもの権利が大切にされ、子どもの権利を基盤した支援が受けられるようにすること
- ⑥すべての子どもの健康で文化的な水準の生活のために、各国の政治指導者が認識を変え実践していくよう働きかけること
- ⑦研究者と国際機関・政府・NGO等とが協働して、子どもの権利条約の実現を図っていくこと

3 主な企画

アジアのすべての国が批准・加入している国連・子どもの権利条約を共通の「理念」および「ツール」として、「子どもにふさわしい世界」を創造していくための視点や方法を探求する。そのために、主に以下の点についてとりくみや課題を検討する。

- ①東日本大震災等の災害による危機的状況においても子どもの権利を基盤にして、子どもおよび家族の支援、学校・施設等の再構築、コミュニティ・地域の再生、「子どもにやさしいまち」づくりの推進。
- ②子どもに対するあらゆる形態の身体的・性的・心理的暴力の防止・禁止にむけた法・制度の整備、政策の実施、世論の喚起。
- ③アジア諸国における子どもの権利保障の進展を図るための機構・システムの構築、とくにモニタリング制度・オンブズパーソン制度の構築。

4 日本実行委員会

連絡先：子どもの権利条約総合研究所

〒162-0052 新宿区戸山1-24-1

早稲田大学文学部33号館1576号室気付

TEL / FAX 03-3203-4355

E-mail npo_crc@nifty.com

- | | |
|--------|--|
| 実行委員長 | 喜多明人（早稲田大学 教育） |
| 副実行委員長 | 森田明美（東洋大学 児童福祉） |
| 事務局長 | 荒牧重人（山梨学院大学 法） |
| 事務局次長 | 内田塔子（東洋大学 教育）
半田勝久（東京成徳大学 教育） |
| 実行委員 | 森田明彦（尚絅学院大学 国際人権）
甲斐田万智子
（国際子ども権利センター 国際協力）
木下 勇（千葉大学 都市計画）
一場順子（弁護士）
佐々木光明（神戸学院大学 法）
安部芳絵（早稲田大学 教育） |



第2回アジア子どもの権利フォーラム 2011
日本大会 大会宣言
2011年11月21日

東日本大震災の被害・被災にともなう福島原子力発電所事故が継続中に日本で開催したフォーラムに集ったわたしたちは、2009年のソウル大会の成果を引き継ぎつつ、

災害や紛争時においても子どもの権利が大切にされ、権利を基盤にした子ども支援が必要であることを自覚し、

社会や国家から保護を受けられず危険にさらされている子ども、特に貧困、人身売買、労働、性的搾取、身体的・精神的な虐待を受けている数多くのアジアの子どもに対する関心を喚起し、

すべての子どもが安全で、健康な環境のもとで、「力のある存在」として自らの潜在的な力を最大限に発揮できるように支援し、そのために子どもの意見を尊重し、参加の機会を拡大することが重要であることを認識し、

子どもの権利条約を共通の理念にして、研究者・専門家をネットワークし、国際機関・政府・NGO/市民社会等と協働して、アジア各国およびアジア全体における子どもの権利の保障を推進することを決意し、

アジアにおける子どもの権利条約の実現に向けて以下のようなとりくみを促進することに合意した。

1 子どもの権利条約選択議定書の未批准国に

対し批准または加入を呼びかけるとともに、以下の子ども施策を促進していくための法的基盤として、子どもの権利条約および選択議定書にしたがった総合的な立法の発展・実施を図る。

2 アジアで多発する自然災害および人災を念頭に置き、災害時における子ども最優先の原則に基づく子どもの権利の保護および回復・立ち直り・復興における子どもの権利の尊重（子どもたち自身の能力形成・エンパワーメント・参加も含む）にかかわる既存の行動規範やガイドラインの適応とさらなる発展を推進する。

3 エネルギー政策を含め子どもの生命と成長にかかわる国や自治体の政策について、子どもの最善の利益の確保など子どもの権利の視点から見直し、再構築を図る。

4 子どもの虐待・搾取を含む子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止および禁止にむけた政策・法律・意識啓発等の活動を発展させ、実施する。

5 国内およびアジアにおける子どもの権利の保護・促進・監視の進展を図るための機構・システムの構築、とくにオンブズパーソン制度の構築を促進する。

6 子どもの権利を基盤として、各国で「子どもにやさしいまち」、「子どもにやさしい学校」、「子どもにやさしい施設」づくりにとりくむとともに、「子どもにやさしいまち」づくりに向けたアジアのネットワークを推進する。

7 アジアにおける子どもの権利実現に向けて、子どもをめぐる状況に関するデータや実態、法・政策、子どもに関わるとりくみ・実践などを共有しつつ、子どもの権利に関わる情報・意見交換および研究（子ども自身による研究も含む）の進展を図る。

8 以上の点をアジア各国・自治体でさらに推進するため、研究者・専門家と国際機関・政府・NGO/市民社会等とが協働して、このアジア子どもの権利フォーラムを通じた対話を継続していく。

**Declaration of the Second Asian
Forum on the Rights of the Child 2011**
21 November 2011

We, the participants of the Forum, which was organized in Japan when the accidents that happened in the aftermath of the Great East Japan Earthquake are still in progress at the nuclear power plant in Fukushima,
Building on the outcomes of the Seoul Forum in 2009,
Aware of the necessity of valuing children's rights and providing rights-based support for children even in the situation of disasters and conflicts,
Drawing attention to children at risk without protection by society and states, particularly a

large number of Asian children who suffer from poverty, human trafficking, child labor, sexual exploitation and physical and mental abuse,
Aware of the importance of supporting children so that all of them can manifest their potential to the maximum extent in a safe and healthy environment as "competent beings" and for this purpose, respecting children's views and expanding opportunities for their participation,
Determined to promote children's rights in each country and in the whole region of Asia, on the basis of the Convention on the Rights of the Child (CRC) as the common ideal, by developing networks of researchers and experts and in collaboration with international organizations, governments, NGOs/civil society and other actors,
Have agreed to promote the following initiatives for the realization of the Convention on the Rights of the Child in Asia:

- 1.To advocate for the ratification of or accession to the Optional Protocols to the CRC by those States that have not yet done so; and seek for the development and implementation of comprehensive legislation in accordance with the CRC and its Optional Protocols as the legal basis for promoting the following child policies.
- 2.Bearing in mind the frequent occurrence of natural and human-made disasters in Asia, to promote the adaptation and



- further development of existing protocols and guidelines for protecting children's rights during disasters, in accordance with the principle of "Children First" ; and, for respecting children's rights in the recovery, rehabilitation and reconstruction processes, including through capacity-building, empowerment and engagement of children themselves.
3. review national and local policies concerning life and development of children, including energy policies, from children's rights perspectives, including the need to secure the best interests of the child, with a view to restructuring such policies.
 4. develop and implement policies, legislation and measures such as awareness-raising toward the prevention and prohibition of all forms of violence against children, including abuse and exploitation of children.
 5. promote the development of mechanisms and systems for advancing the protection and promotion, monitoring of and reporting on children's rights at the national and regional levels, in particular monitoring systems and ombudsperson systems.
 6. be involved in child rights-based initiatives for "child-friendly communities/ neighborhoods" , "child-friendly schools" and "child-friendly institutions" at the national level, while promoting the development of regional networks for "child-friendly communities/ neighborhoods" .
 7. seek for the advancement of exchange of information and opinions, as well as, research concerning children's rights, including children's own researches; sharing data on and realities of the situation of children; relevant legislation and policies as well as innovative initiatives and good practices for children, with a view to realizing children's rights in the Asian region.
 8. To continue the dialogue through the Asian Forum on the Rights of the Child in collaboration with researchers and experts, international organizations, governments, NGOs and civil society and other actors, with a view to further promoting the above-mentioned initiatives at the national and local levels in the region.

Report

4

東日本大震災子ども支援ネットワーク シンポジウム 子どもにやさしいまちづくり

—東日本大震災・原発事故からの「提言」—

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香

シンポジウム「子どもにやさしいまちづくり —東日本大震災・原発事故からの「提言」—」が1月20日に東洋大学白山校舎2号館16階白山スカイホールで行われた。このシンポジウムは東日本大震災子ども支援ネットワークの主催によるものである。震災後10ヶ月を迎え、国や福島県・宮城県・岩手県の復興計画が出される中で、大地震・原発で被災した子どもや子育て家庭の復興に関わる全体像はいまだ見えない。子どもや子育て家庭のしあわせが取り戻せるのか、子どもや保護者達のエンパワメントは促進できるのかを考え、市民・NGO/NPO・研究者・行政と一緒に、被災地域の復興のプロセスに子どもの声を反映させるとりくみについて情報・意見交換そして提言を行うために開催された。当日は市民・NGO/NPO・研究者・行政の関係者、約100人が参加した。

冒頭、司会の東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委であり山梨学院大学教授の荒牧重人さんは、「このシンポジウムでは、子どもの視点から震災支援・復興を考えていきたい。そして、特にまちづくりのとりくみの中で、子どもの意見表明と参加をキーワードに議論したい。」と述べた。

はじめに東日本大震災子ども支援ネットワー

ク事務局長の森田明美さんは、原発事故の影響で3～4回の転居を余儀なくされた子どもが居ると述べた。また、子どもたちの抱える困難や、震災による孤児や遺児の数などの被災状況の十分なデータはなく、子どもたちの放課後の居場所が限定されている事など、子どもたちをとりまく状況を報告した。震災後から今までの活動を経て、今後の活動に子どもの参加、子ども達の視点を明確に位置づけて行くことが必要だとした。そして、大人が子ども達のために力を合わせることは、大人にとっても復興の活力になると述べ、一人ひとりの子ども達が生きるための支援が行きわたっているのだろうかを考える必要があるとした。

次に被災地でのとりくみの報告がなされた。

日本ユニセフ協会の菊川譲さんは、福島県相馬市での学校を中心にした子ども参加型の子どもにやさしいまちのとりくみについて報告した。子どもにやさしい復興をめざした学校を中心とした参加型のまちづくりのとりくみや、未就学児を中心とした心のケアのとりくみを紹介。現地で実際に行政関係者とも協議を重ね、教育現場との連携を重視することで、構築するシステムが今後も現地で継続的に実施されると述べた。また時間の経過につれて支援が薄れる可能性があるとし、一過性ではなく持続可能な



システムや制度を整える必要があるとした。

また、相馬市教育委員会学校教育課の鈴木孝守さんからは、学校からの子ども参加についての特別報告が行われた。学力は「学ぶ力」であり、大学に行くための力ではないとし、震災を機に改めて学ぶ力の必要性や多様性を重要視しなければならないと感じた。放射能の影響は計り知れないとした上で、どんなところでも生きられる力を身につけてもらう。それが教育であると私たちは考えていると述べた。また「子ども復興会議」を設置しており、行政の復興会議に直接子どもたちは参加することはできないが、子ども達が学校で話をする場を設け、それを市の復興会議のメンバーに聞いてもらい、市の政策に反映してもらう体制作りのとりくみについての紹介がなされた。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの津田知子さんは、宮城県石巻市での子どもまちづくりクラブの可能性について報告した。震災直後から、石巻市、陸前高田市、山田町での支援活動を実施。最初は避難所での「こどもひろば」の活動を開始した。給食支援、中高生への部活動の支援、教育・学用品の配布、被災した子どもたちへの給付型の奨学金を給付してきた。1万1千人の子ども達へのアンケート「SOFT (Speaking out from Tohoku)」を昨年行い、9割は自分たちの町の復興に関わりたいと回答。また、そのことについて誰かと話したいという回答は8割もあった。5月5日には東京ビッグサイトで「こどもまちづくりクラブ」などのこれまでの活動を発表する「ゆめのまちプラン」を開催する。セーブ・ザ・チルドレンは5ヶ年での復興計画、町づくりにとりくんでいるが、

被災地でのこのとりくみを日本や世界のモデルにしていきたいとした。

また、石巻市福祉部子育て支援課の門間一也さんは、子どもの権利条例と復興支援について特別報告した。石巻市の放課後児童クラブは公設公営で28か所あり、11か所が被災し、使用不可能の施設もあった中で、施設の復旧と同時に心のケア（心の復興）の必要性があった。しかし行政はノウハウに乏しく、指導員80人中、半分以上が被災した状況にあった。震災により子どもたちは先行きが見えず不安な状態に。子どもたちを守る、保護することが大切だと感じながらも、復旧のため、ハード面に資金が回されてく中で、行政の力だけで行えることの限界を感じざるを得なかったとした。セーブ・ザ・チルドレンから、学校を再開して学童保育を通じた子どもの心のケアのサポートを行う支援の申し出があった。「こどもまちづくりクラブ」に参加することで、大人と子どもが話す機会が多く持たれ、子ども達が自分の意見や考えを発言し、自分たちの町の将来のためにとりくんでいきたいという意欲が見受けられるようになっていった。そこで行政や地域の大人が子どもの声を聞いて、復興をしていく必要があると強く感じた。今後もセーブ・ザ・チルドレンは、子どもの権利の視点から復興のパートナーとして協力・活動を行っていききたいとし、「子どもの権利」が浸透し「子どもの意見」が政策や施作に反映されるように努力したいと述べた。

NPO法人こども福祉研究所の谷川由起子さんは、岩手県山田町ソクタハウスでの子どもにやさしい空間を地域につくりだすとりくみについて報告した。また東洋大学からボランティアに

参加した学生からも報告が行われた。谷川さんはゾンタハウスのある山田町の子ども達をとりまく環境について述べ、町には学校給食が無く、子どもたちが十分に栄養を摂ることが出来ない心配があった事や、町内は高校が1校しかないために、ほとんどの子ども達が高校生になると、宮古などの町に下宿を余儀なくされていた。そんな中で、震災により親が職を失い、高校進学のために必要な教育費や生活費が十分に準備できない事に不安を感じる子どもたちの姿があると語った。ゾンタハウスは部活を終えてお腹を空かせて帰ってくる子ども達への補食の提供ができる。子ども達の居場所であり自習室として開設されたが、同時に現地で仕事を失った女性への就労支援の役割も持っており、将来は住民による運営への移行を考えていると述べた。この事業に際して、国際ゾンタクラブには女性のための支援基金として寄付があり、現在は子ども達による委員会が定期的に行われ、「おらーほ」（自分たちの家）という愛称で親しまれる自習室として地域に根ざそうとしている。

次に東洋大の学生達からの報告がなされた。夏と年始年末に現地を訪れ、その際は現地の高校生も手伝ってくれたとし、山田町の被災の様子や、現地での支援のとりくみの様子を説明。冬の宿題をぎりぎりまでやっていない子どもたちに、「答えを教えて～」と言われたなどのエピソードも語られた。ボランティアに参加した学生達は、はじめて夏に訪問した際よりも、年始年末に訪れた際はゾンタハウスが子ども達の居場所として定着していた様子を語った。大学生であり大人ではない、子ども達に近い自分たちがゾンタハウスで子ども達の傍に居られるこ

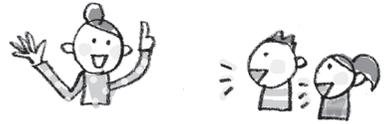
とが支援になるのだと実感したという。そして今後も継続して子ども達と関わっていきたくないと述べた。

最後の特別報告として災害子ども支援ネットワークみやぎの小林純子さんから、子どもにやさしいまちの実現に向けての報告が行われた。全国から支援に対してのお礼の言葉で始まり、一昨年に仙台市で行われた「こどもの権利条約フォーラム」と、石巻市のこどもの権利条例について触れ、震災のあるなしに関わらず、子どもの権利に立脚したとりくみを行う必要を訴えた。調査によると5000人以上の子ども達が現在仮設住宅で生活しており、その背景として親のアルコール依存症などがある。また子どもたちにとって、薄い壁で隣の声が聞こえるような状況での生活はとても辛いとした上で、子ども達の遊び場や居場所の必要性を訴えた。最近、県の方針で仮設住宅の見守りをするサポートセンター支援員の研修でDV、貧困や引きこもりなどの子どもたちへの対応を受けられるようになった。しかし、子どもたちに格差が生まれており、民間団体の支援のみならず、最終的には行政からの支援は欠かせないとした。

仮設住宅では、虐待に近いことも起きていると聞いており、宮城県のネットワーク「子ども支援会議」では、外部から入ってくる人達の行動規範とチェックリストを作成中とした。

続いて、参加団体からのメッセージが伝えられた。

NPO 法人 新座子育てネットワークの坂本さんは、主に在宅子育て支援の活動をしてきたが、震災後はユニセフ協会との連携プロジェクトで



父子家庭の父子支援員の養成を実施してきた。母子家庭への接し方は分かっている、父子家庭への支援の仕方が分からないという人も多いと述べ、そうした活動の中で、子ども達が次第に元気になってきていると述べた。これに対し、森田事務局長は震災でひとり親になった家庭の半分近くは父子家庭であると述べた。どのように継続的に支援していくのが課題であり、各自治体はこれまでに経験をしたことがない数の父子家庭の対応をしなければならず、父子家庭支援のとりくみの重要性を示唆した。

NPO 法人 キッズドアの渡辺さんは、震災後は東京に避難してきた子ども達への学習支援をしていたが、現在は釜石市、仙台市、会津若松市でもボランティアの大学生などによる学習支援を実施していると報告。震災の影響で子ども達の勉強の進み具合は遅く、避難住宅に住む受験を控える子ども達は、夜遅くまで電気をつけて勉強をすることができず困っているという。東北地域では、東京ほど受験勉強が大変ではないと言われるが、勉強が苦手であるからと中学卒業のみでは就職ができないことがある。そのため学習支援の場は盛況だという。参加する子どもは増えており、東北大学、岩手大学などの現地の学生や東京の学生と話すことで、現地の子ども達の心が明るくなっていくという。来年度以降は、どのように資金のめどをつけて、運営を継続していくかが課題だとした。これに対し、森田事務局長は被災した沿岸部は交通の便が悪いため、子ども達の生活が制限されるといった不便さがある。また休日は交通手段がなければ、支援を受けにくることができない子ども達の状況を示した。そして今後どのようにす

れば大学生が支援を継続していく事ができるのかを大学教授はじめ、皆で考えなければならぬと述べた。

NPO 法人 日本子どものための委員会の渡辺さんは、アメリカの公立学校の子供達が行われてきた心のケアである「セカンドステップ」の活動を紹介し、被災地の保育園、幼稚園や児童養護施設、児童相談所などでも活用してもらいたいと述べた。今後、被災地では現地スタッフを構成し、継続的に支援を行ってきたいという。

子どもの環境学会の中山さんは復興支援の提案を様々な専門家から頂き、活動をユニセフ協会の復興支援の一部に取り入れてもらえるよう申請したとし、とりくみを紹介した。

この報告を受けて、質問および参加者からの意見交換が行われた。子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部の参加者からは、石巻市の門間さんへ、「子どもの権利条例」がどのような場合に役に立ち、どこに問題を感じたかという質問がなされた。これに対し門間さんは、2008年4月に条例はできたが、震災後に真剣に子ども達が持つ、生きる・育つ・守られる権利に対して、行政の責任、地域の大人としての責任を考える必要に迫られたとし、現在は「子どもたちが作り上げる学童保育」を最終的な成果とし、年に1～2回実施される指導員の研修を80人が受講していると述べた。また子どもの視点に立つ事で、子どもに関わる方々を招集し、学校再開に向けて学童保育では1か月前から、保護者が完全に迎えに来るまで預かっていると述べた。

岩手県教職員組合の砂金さんは、このシンポジウムで子どもを中心とした未来について考える人々が大量存在することが分かり、大変嬉しいと述べた。その上で、未だ街灯が未整備の地域では子どもが安全に帰宅できないといった問題や、自身も被災した教職員が冬の夜道を帰宅する心の寂しさからうつ病になり3ヵ月休んでいるといった現地の抱える困難を語った。また大学生を子どもと大人を繋ぐ世代であるとし、彼らが被災地域にとっての貴重な存在であり希望であるとも述べ、今年度進学をあきらめざるを得ない子どもも出てくるかも知れないので、子ども達への継続した支援をお願いしたいと訴えた。

名古屋 SORA ソンタクラブの三輪さんは、岩手県ゾンタハウスへの寄付を通じて、子どもだけではなく、母親への支援の必要性を感じるとし、ゾンタクラブが支援の期限を設定しており、今後の継続的な支援をどのようにするかが課題だとした。これに対して森田事務局長は遺児・孤児ではない家庭の子どもも親が財産を失い、浪人中は学校推薦ももらえないため、そうした子ども達の奨学金支援も必要だと訴えた。

日本ユニセフ協会福島県協会の菅野さんは、福島市に子ども権利条例を今年中に採択してもらえるよう、市議会などを説得したいと述べた。就学前の子ども達が自由に外に出て遊ぶことができず、マスクで生活している。毎月1回の線量調査で安全度の高い遊び場を選定し、家族と一緒にバスで移動し遊びに行き、マスクを外して思いっきり遊ぶ機会を提供する中で、福島の子どもの苦しい状況を吐露した。今後、福島県生協連では、こどもの健康被害の不安を抱え

ながら暮らす保護者のニーズを把握し、土・日一泊で温泉に保養へでかける「福島の子ども保養プロジェクト」を進めており、親子が引きこもらないための予防的な支援を行う必要があると語った。

最後に東日本大震災子ども支援ネットワークの運営団体と現地で活動される発表者からの提言がなされた。日本ユニセフ協会の菊川さんは、2001年国連子どもサミットが行われた際に、15歳の子がWORLD FIT FOR CHILDRENのための会議について、子どもにだけではなくWORLD FIT FOR US（大人も含めて）という認識が必要なのでは？と発言をしたエピソードを挙げて、ユニセフはWORLD FIT FOR CHILDRENという名称を使っているが、いま被災地においてもWORLD FIT FOR USの認識が必要ではないかと述べた。

相馬市教育委員会の鈴木さんは、超少子高齢化の中で、子ども達をきちんと育てていく必要があると述べ、大学に行きさえすればよいのではなく、子どものときから生き抜く力を教えていくことが必要だとした。また子ども復興会議を通じて、高校や大学以外にも道があること、子どもたちが自分で考えられる力を身につけられるような支援のとりくみをしていきたいとした。

セーブ・ザ・チルドレンの津田さんは、子ども達の変化を見逃さず、なぜ？と考えることが大切だとし、子どもと向き合い寄りそう大人の姿が必要だと述べた。また行政や地域の大人が自分たちのとりくみを受け入れてくれることが、子どもに大きく影響するとし、子ども達の声にこれからも耳を傾けていきたいと述べた。



石巻市の門間さんは、石巻市の地域力の低下を危惧した上で、地域が昔ながらの地域力を高めるべきとし「地域教育」の必要性を述べた。

こども福祉研究所の谷川さんは、この先も支援が継続できるようにしくみを作る必要を訴え、被災地ではもともとあった格差に加え、支援により生まれたあらたな格差が起こっており、今後も重層的な支援が必要だと述べた。

災害子ども支援ネットワークみやぎの小林さんは、仙台という被災地において家族や財産を失っていない自分の立場が被災者ではなく、現地での微妙な立場が存在する事を示した上で、日々支援を行う中で、中途半端で不必要な支援を行っていないかと反省させられると述べた。しかし一方で、地元の人たちの思いに寄り添わなければ、地元の方の尊厳を大切にしなければと思うが、支援だからと被災者のことばかりを大切にしていると、今までできていた事さえもできなくなってしまう事も十分考慮して支援することが求められていると語った。なにもかもを失い元気のない大人を見て、子どもが元気に振る舞っているケース、震災により家族や地域とのつながりが強くなったというケースもあるという。そしてNPO、NGOからの支援は期限があるとした上で、実際は政府から自治体に措置された予算は、自治体が機能していないため使うことが困難であると述べた。中でも補助金の申請に時間を掛けることが現地のNPOにとってはかなりの負担を強いているという。

ボランティアに参加した東洋大学の学生はそれぞれ次のように述べた。

●自分が役に立てるのか不安であったが、山田町では10日間毎日、子ども達やそこで働く

スタッフの方々の熱い思いを見て、頑張ることが出来た。自分には特別なスキルがないからと、思っ行きたくても躊躇する大学生はたくさんいると思うので、そういう学生にも機会を与えてもらいたい。

●大学生が出来る事は、子どもの傍にいる位しかできないと思っていた。力不足も感じた。今後は子どもの視点にたった考え方、山田町で出会った人たちとの関わりを大切にしていきたい。卒業後も、継続して自分の故郷に帰るような気持ちで、子どもたちとつながっていききたいと思う。

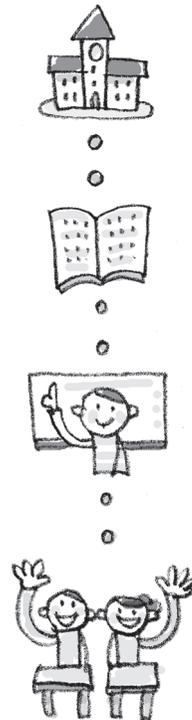
●今まで2回被災地に行くことが出来た。卒業した後も、こうした活動を大学だけでの経験で終わらせたくない。自分の故郷に帰るという感じで、子ども達とつながっていききたい。

支援の形は色々あり、支援したい、力になりたいという思いは団体の垣根を越えての同じ思いだと思った。形だけの支援で終わらぬよう、子ども達に伝わるような接し方をしたい。

以上の報告と意見交換を受けて、ネットワーク事務局長の森田明美さんは、日本も世界も子ども達を見捨てないということ、継続的に伝え続けなければならないとし、伝え方は多様だが、それを考え続けながら今後も支援を実践していきたいと述べた。

同じくネットワーク運営委員の荒牧さんは、支援する側とされる側という関係だけに終わらない、新たな協働の関係性の構築が必要である。また、子ども達の思いや願いに丁寧に向き合っていく事が大切であると述べ、最後を締めくくった。

シンポジウム「子どもにやさしいまちづくり
—東日本大震災・原発事故からの「提言」—
は、間もなく震災から1年を迎える被災地での
支援を行う自治体や NGO/NPO による被災地の
現在の様子や、現地が抱える困難や課題につい
て共有し、今後の復興に向けて「子どもの権利」
の視点に立ち続ける事を各参加者が確認し合う
ことができるとても貴重なシンポジウムとなっ
た。



Report

5

第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業報告

創立20周年記念 子どもの権利条約ネットワーク主催 5月イベント

みんなが知らなかった、地球環境を知る



子どもの権利条約ネットワーク 荒木 悦子

今年も子どもたちがすべてを企画する NCRC 主催の『五月イベント』を5月8日に開催しました。

1月30日に第1回の企画会議を開きましたが、参加したのは15歳の高野さんと高橋さんの2人のみでした。二人とも昨年のイベントの経験者で、たとえ二人きりでもイベントを開催したいとの意思でしたので、開催を決め、準備を始めました。「環境破壊の現状を知って、破壊阻止のために自分たちが行動を起こす。参加者と共にその方法を考えたい」という彼らの意思に沿って、その後の会議が進められました。

第2回の会議から、昨年の企画者だった16歳の湊谷さんが加わりました。2月27日に第3回の会議を開き、イベントのタイトルを『みんなの知らなかった、地球環境を知る』に決め、絵の得意な湊谷さんがチラシを作成し、広報の準備が完了しました。

そしてやっとイベントの形が見えてきて、内容をつめようという時に、3月11日の大震災が起こりました。東京でも余震が続き、福島の原因の事故の終息の見通しもつかない状況が続きましたので、子どもたちの安全を考え、イベントの企画会議を中断しました。その旨子どもたちにも伝え、先の見えない時間が過ぎて行きました。

4月に入り少し状況が落ち着いて来たので、取りあえず第4回の会議を4月3日に開き、イベントを開くかどうか話し合う事にしました。この回から14歳の鈴木さんと16歳の本間さんが加わることになりました。二人とも昨年の企画者です。会議に出てきたのは鈴木さんのみ。他の企画者たちはまだ地震の影響も有り不参加でしたが、彼らも実施したいという意思を連絡してきてくれたので、会議を再開しイベントの準備を始めました。その後は毎週会議を開き9回の会議を経てイベント当日を迎えました。震災の影響でイベント事態が開けるかどうか判断がつかず、NCRCがすべき広報が遅れてしまった事を今でも申し訳なく思っています。

今年もワイワイ、ガヤガヤと騒がしい会議でしたが、イベントが終了した後の彼らの笑顔がすべての疲れを忘れさせてくれました。唯一つの心残りは、最初から企画にかかわっていた高橋さんが当日参加できなかった事です。

子どもたちの感想

●高野郁巳(15歳)

最初、地球温暖化について話したところ、ホッキョク熊の事しか頭に入りませんでした。

ほかにも水面上昇、二酸化炭素、砂漠化、

森林伐採、まだあるかもしれません。それでもホッキョク熊という絶滅種という重いものがありました。ホッキョク熊だけじゃない、世界は絶滅種の増加がすすんでいます。これはうそなのか、本当なのかはわかりません。だけでももし本当なら私たち人間はどうすればいいのか…その“どうすればいいのか”を考えてくれたらうれしいです。

このイベント【地球温暖化】は子どもの人にも、大人の人にもむずかしい課題です。でも子どもでもかまわない、大人でもかまわない、人々がみんなそろってあわせてみれば解決するかもしれません、このイベント【題名：みんなが知らなかった地球環境を知る】をやらしてもらっていろんな真実を知りました。発表をしたとき原稿がなくアドリブでやりました。

ちょっとあわてて焦って進めてたけど無事に成功できました。

● 湊谷康司 (15 歳)

今回、僕はツバルの水没問題について発表をしました。

今まで、単純に極地の氷が解けて海水面が上昇して、そのせいでツバルが沈みそうになってると思っていたのですが、そう簡単なものではなくて、もちろん海面上昇も原因の一つなのですが、単純に海面上昇といえど、北極の氷が解けても海面上昇は起きない、でも海水温があがるとかさが増えてやっぱり海面上昇する。とちょっと複雑になっていたり、また海面上昇以外でも、地盤沈下で沈むのではという情報があったり、でも現在大きな原

因にはなっていなかったり。また島の海岸を作る大事なサンゴが、島の住人の人たちの生活の変化によって危険にさらされているなど、調べると今まで知ること無かったことがたくさんできました。もちろん皆さんに知っていただきたいことなので、すべて発表しました。

ツバルの問題についてどう解決すればいいのかディスカッションしたのですが、ツバルの国土の面積だったり、人口だったり、一番調べるべきことを調べるのを忘れていて、自分の勉強不足を実感しました。

いろいろフォローしてもらいながら、発表した内容についての質問や、問題解決についての意見、また自分ではまったく思いつきそうに無いこと、さまざまなことを参加者のみなさんから聞くことができ、自分にとってもとてもいい経験でした。

イベント全体に関して、昨年とは違い、今年は自分が司会をやらなかったのですが、性格のせいか、やっぱりいろいろ口を出してしまい、少し迷惑をかけたような気がしました。できるだけ抑えて、任せたとこ、なんだかスムーズにイベントが進んだような気がします。うまくやるには、自分が身を引いてみるのもいいんだな、これも一つ経験しました。

来年のことを考えると、高校3年生が目前で、なんせうちは進学校ですから、参加できるような時間があるかどうかとても不安です。実を言うと、このイベントの企画中は、体育祭の放送準備で、係りの割り振り、原稿チェックなども同じような時期にこなしていて、もともと打たれ弱い僕にとって、すごく



大変なことでした。しかし、自分の意思で初めたことであり、なんせ自分だけでなくほかの人のためにもとしたわけであるので、簡単に折れてはなるまいと努力しました。

結果、今回のイベントも何事も無く、実りのある形で終わることができて、うれしいです。ほっとしています。企画会議の途中で未曾有の大災害が起これり、一時は本当にすべてはどの方向へ向かっていくのだろうと自分もソワソワしていたので、普段よりも倍くらいうれしく思っています。災害が起きて、日本がひとつにつながろうとマスメディアは声をそろえて言っていますが、それとは関係なく、人と話し合っ、物事を考えるのは、何事であれ重要であることを、改めてこのイベントで認識しました。自分ひとり分の力は、ある程度のことには対応できるかも知れません。しかしながらも、絶対に自分の手が届かない範囲が存在します。そういったところをカバーしてもらうためにも、誰かほかの人の力を借りて、またほかの人の手が届かない場所は、自分がカバーしてあげる、そういう人と人の関係性は断ち切ってはまずいものだと思います。

先ほども書きましたが、来年もイベントを開催するとは思いますが、自分はもしかしたら来年企画に参加できないかもしれません。そう考えると今回が年齢的に最後になります。もちろん来年も参加できそうであれば参加します。しかし、先のことはさっぱりわかりません。今回のイベントのことは、自分が成し遂げたことの結果としてしっかり受け止め、何でもいいので今後のことにつなげてい

けるといいと考えています。

●鈴木恭啓 (14 歳)

今回、私はヒグマとホッキョクグマのことについて調べました。その中でもメインなのが"白いヒグマ"です。

"白いヒグマ"というのは北方領土の国後島と択捉島にしかいないといわれています。その姿は目と耳や上半身が白く、顔と下半身が黒なっています。

この"白いヒグマ"の写真を他の人に見せたら、二人のうちの一人が「なに、これパンダ?」といいます。五月の本番の時に、来ていた参加者に"白いヒグマ"見せたらみんな最初は驚いていたけど、みんな"白いヒグマ"について真剣に考えてくれた。そして私の事も真剣に考えてくれました。

パンダに似ている"白いヒグマ"を初めて見た時、こんな生き物がいるのかと思って、生きている間に生で見てみたいと思いました。

そして今回"白いヒグマ"を含め、たくさんのおもしろいことを知れたから、今年、五月イベントに来てよかったと思いました。ありがとうございました。

●本間政規 (16 歳)

企画者としてイベントに参加したのは今回で2回目でしたが、前回とは違って東日本大震災の影響や、他の用事で忙しく4月から参加したのであまり時間がなくうまくいくか心配でした。

今回のテーマは「環境問題」ですが、私が

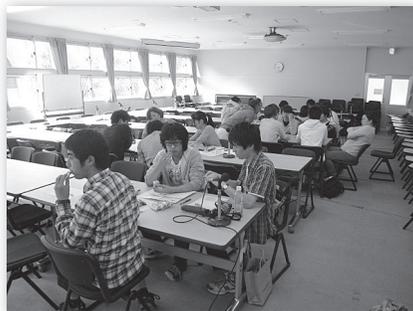
調べたのは環境問題の身近な影響です。なぜ、これを調べたかという、身近な影響を知ることでもっと環境問題のことを知ってもらおうと思ったからです。

調べた内容は、日本の今起こっている被害と未来に起こるであろう被害です。一番怖いと思ったのは、危ない病原体をもった蚊や、猛毒をもったクモが南から北へ上がってきているということです。大体の環境被害は気温の上昇、つまり、地球温暖化でした。そこで、私のグループで話し合ったのは、地球温暖化を止めるために出来ることは何か、多くの人に現状を知ってもらうにはどうすればいいかということです。

止めるためにできることでは、エコバック持参や節電、エコキャップ運動などがありました。多くの人に知ってもらうには、もっと環境問題の授業を取り入れることや、環境問題のCMを流すという意見などが出ました。一番いいなと思ったのは、レジの横にある「レジ袋いりません」というカードが「レジ袋いります」というカードになれば良いなという意見でした。それと、買う物が少ないとき、店員さんが自ら「レジ袋どうしますか。」と聞くことで、もしかしたらレジ袋いらなくても言うことが出来ず、ついもらってしまっている人も「いりません」といえるのではないかということです。

今回の5月イベントはあまり用意する時間がなく、成功するかどきどきしていましたが、話し合いのときは意見がすく出ていて、とても感動しました。また、調べることで知らなかったことを知り、発表し話し合うことで

自分の知らなかったことをもっと知ることができこれからも環境問題について考えたり、エコ活動をしていきたいなと思いました。



ご案内



フォーラム子どもの権利研究 2012

いま、子どもの成長を支える生活や文化あるいは人間関係の基盤が崩れてきています。本来おとなが責任を持って解決しなければならない諸問題がそのまま子どもの生活や成長に影響を及ぼし、子どもの自己肯定感の低下や自己実現を妨げるような事態が生じています。

今回のフォーラムでは、子どもの権利について学校と地域に焦点を当てて、子どもを取り巻く状況が類似している日本と韓国での取り組みを相互に学びつつ議論していきます。学校について、韓国では、日本の「子どもの権利条例」を参考にしつつ、児童・生徒の権利を現実的かつ総合的に保障する「児童・生徒人権条例」が京畿道、光州広域市、ソウル特別市で制定されています。その推進役になった京畿道教育監(教育長)をお招きし、条例の実施状況、およびこの条例を背景に子ども参加の学校づくりを推進している「革進学校」の取り組みを交流します。また、地域について、韓国では、子どもの権利を基本においた子どもの居場所づくりが進んでいます。日本における先進的な取り組みと比較しながら、日本と韓国における学校や地域での子どもの権利実現に向けて大いに役立つフォーラムになることが期待されます。

子どもの権利や子ども支援の実践的な研究と活動を推進していくために、子どもの現場に携わっている多くの研究者、教育関係者、自治体関係者、法曹、学生や市民のみなさんがこの機会を大いに活用していただければ幸いです。

NPO法人/国連NGO 子どもの権利条約総合研究所

- ◆日程 2012年3月17日(土)～18日(日)
- ◆内容 17日 13:00～16:00 シンポジウム「現代の学校と子どもの権利条約」
18:15～20:00 懇親会(参加費3000円)
18日 10:00～16:00 特別報告「子ども支援と子ども参加の現状とこれから」
シンポジウム「地域における子ども支援と子どもの権利」
- ◆会場 早稲田大学文学学術院 第1会議室
(早稲田大学戸山キャンパス正門を入ってすぐの建物)
- ◆主催 子どもの権利条約総合研究所
- ◆賛同団体 調整中
- ◆参加費 1000円(資料代込)
- ◆連絡先・申込受付



子どもの権利条約総合研究所

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-24-1 早稲田大学文学学術院33号館1576号室
TEL/FAX 03-3203-4355 E-mail npo_crc@nifty.com



■ 2011/12/1 【朝日新聞】

給食に放射能基準 1キログラムあたり40ベクレル 東日本17都県

文部科学省は30日、小中学校の給食に含まれる放射性物質を「1キログラムあたり40ベクレル以下」とする安全の目安を定め、東日本の17都県の教育委員会に通知した。給食について文科省が目安を示すのは初めて。国費の補助で測定機器を購入して検査結果を公表することを求めており、事実上の基準となる。食品の放射性セシウムによる内部被曝(ひばく)の許容線量については、厚生労働省が現行の年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトへ5倍厳しくする方向で検討している。文科省が今回給食の目安を決めたのは、この基準見直しを見越した措置だ。現行の暫定基準は、飲料水や牛乳・乳製品で1キログラムあたり200ベクレル、野菜や肉、魚、穀類は500ベクレルだが、文科省は「安全サイドに立ち、厳しい方(200ベクレル)の5分の1の数値を採用した」と説明している。調理前の食料を品目ごとに検査することを想定している。

■ 2011/12/1 【朝日新聞】

「校内暴力、早い段階で連絡を」 愛知県警が教委に要請

愛知県警は30日、学校内で暴力行為が起きたら早い段階で連絡するよう、県と名古屋市の教育委員会に要請したと発表した。教師にけがをさせる事件が相次いでいることから、暴力が深刻になる前に指導を強める狙いだ。愛知県内では今年に入って10月までに校内で暴力を振るったとして、小中高生57人が補導・逮捕された。半田市の中学校では10月、教師を骨折させたとして、男子生徒3人が傷害容疑で逮捕・書類送検された。名古屋市の中学校でも9月と10月、教師への傷害容疑で男子生徒2人が逮捕された。県警が、2009年から今年10月までに教師への暴力で検挙した事件を調べたところ、約35%で過去にも教師

に暴力をふるっていたことが認められた。県警は、重大事件の前兆となるような暴力や暴言があれば、積極的に連絡するよう求めている。警察官が適切な指導や助言をしていくという。

■ 2011/12/2 【琉球新報】

公民教科書：竹富町 教科書費計上せず 来年度予算で方針／沖縄

来年度から八重山地区の中学校で使用する公民教科書が一本化できていない問題で、東京書籍版を採択している竹富町は1日までに、来年度予算に教科書の購入費用を計上しない方針を固めた。教師用の指導書は東京書籍版を購入する予定。森裕子文部科学副大臣は1日の記者会見で、一本化できない場合、竹富町に教科書を無償給与しない方針をあらためて強調したが、同町は教科書購入費用を家庭に負担させず、国に東京書籍版の無償給与を求める考えだ。文部科学省は育鵬社版を選定した教科用図書八重山採択地区協議会の答申に添って採択した石垣市、与那国町は無償とする一方、竹富町は無償措置の対象外という見解を表明。東京書籍版を購入するか育鵬社版の無償給与を受けるかの判断を同町に求める姿勢を見せている。それに対し、県教委は文科省の見解と異なり、教科書を一本化できない状況を打開するため9月8日に開いた八重山の教育委員全員による協議が有効と判断。東京書籍版を採択した全員協議に基づき教科書の必要冊数を報告するよう3市町に求めたが、石垣、与那国が育鵬社版の採択を変えず、一本化できなかった慶田盛安三竹富町教育長は、「文科省は竹富町だけ有償だと言うが、その理由を説明していない。法的な間違いがあれば対応するが、その機会さえ与えられていない状況だ」と述べ、文科省の対応を批判した。川満栄長竹富町長は「竹富の教育委員は子どもたちのことを考えて東京書籍版を選んだ。教育委員会の考えを尊重したい」と話した。

2011/12/5 【琉球新聞】

沖縄平和学会：設立総会開く 平和教育再構築目指す

県内で平和について研究する学者や教育者、市民団体らが横のつながりを強化し、平和教育・学習の再構築を図ることを目的にした日本平和学会沖縄地区研究会（通称・沖縄平和学会）の設立総会が4日、沖縄大学で行われた。沖縄の平和に関わる普天間飛行場返還・移設問題や八重山教科書採択問題の高まりの一方で、平和教育の衰退を指摘する声が上がリ、平和学会設立の機運が高まった。今後、県内の小中高校や大学の教育者、市民団体と連携し、平和教育実践者や若手研究者の育成・支援、平和運動の活性化を図る。総会では沖縄大学副学長の仲地博教授（行政法）を代表に選任。県内大学の持ち回りで代表と開催事務局を担い、年に1回研究集会を開くことを確認した。仲地代表は「沖縄の研究者や大学にとって、平和研究を行うことは使命だ。その研究の輪を、どのように小中高校へ発信していくかが問われている。一緒に頑張っていこう」とあいさつした。

■ 2011/12/6/ 【朝日新聞】

夏・冬休み短くします 新潟県佐渡市「脱ゆとり」で

新潟県佐渡市教育委員会は5日、来年度から市内の小、中学校の授業日数を年間で6日増やすために、夏休み・冬休みを短くすると発表した。「脱ゆとり」を明確にした学習指導要領の改訂により、小学校で今年度、中学校で来年度から授業時間が年間35時間増加するためだ。佐渡市の場合、小・中学校の夏休みは7月25日から8月31日だったが、来年度からは8月25日まで。冬休みはこの冬まで12月25日から1月7日とするが、来年度からは1月6日までとする。こうした取り組みで、来年度の年間授業数を今年度より6日多い208日とする。

■ 2011/12/7 【朝日新聞】

大阪教育条例案の知事目標 「違法の可能性」文科省見解

大阪府議会に提出された府教育基本条例案をめぐり、文部科学省は「知事が教育目標を設定する」とする条例案の骨格部分について「(教育目標の)内容次第では違法になる可能性がある」との見解をまとめた。府教委はこれを受け、7日午前の府議会教育常任委員会で議員らに説明。松井一郎知事は取材に対し、違法性が明確になれば条例案の変更もあり得ると述べた。条例案が提出された後、府教委が現行法との整合性について文科省に見解を問い合わせていた。府教委によると、文科省は首長と教育委員会の職務権限を規定した地方教育行政法の趣旨について、「教育には中立性、安定性が求められることから、首長から独立した教育委員会が教育事務の大部分の権限を担う」と説明。知事の権限が及ぶのはスポーツや文化に関する事務だけで、それ以外の事務を条例で規定することはできないとした。

■ 2011/12/13 【朝日新聞】

虐待防止へ親権の停止可能に 改正民法、12年4月施行

政府は13日の閣議で、「児童虐待防止のために親権を最長で2年間停止できる」と定めた改正民法などの施行日を来年4月1日とする政令を決定した。同日以降に親族や虐待された本人などから申し立てがあった場合、家裁が子の身体や生活の状況を考慮して審判で停止期間を定められる。平岡秀夫法相が閣議後会見で明らかにした。現行民法には20歳未満の子の親権を親から奪う「親権喪失」の制度があるが、期限に定めがなく、虐待被害の対応にあたる児童相談所などが親子関係の断絶につながりかねないとして申し立てをためらうケースが多かった。改正法では「親権の行使が困難または不相当で、子の利益を害する場合」に、2年以内の範囲で親権の停止を可能にし、子を引き離しやすくする。また、これまでは親権喪失の宣告を家裁に請求できるのは子の親族か検察官、児童相談所長だけ

だったが、改正法では未成年者の後見人や子どもでも請求できるようにした。

■ 2011/12/14 / 【読売新聞】

いじめ相談

児童生徒に案内カード配布へ…富山

富山県射水市の男子中学生が自殺した問題を受け、県教委は、いじめなどで困ったときに相談できる電話窓口を案内するカードを14万枚作成し、県内の小中高校・特別支援学校の児童生徒全員に配布する。カードは小学校用と中・高校用の2種類。県総合教育センターの「24時間いじめ相談電話」などの番号を掲載している。裏面の上辺にあるミリメートル単位の物差しは、約80年の人生の長さも示しており、それぞれの対象年齢の位置に子供のイラストが描かれている。「未来はまだこれから」とのメッセージが込められているという。各市町村教委などを通じ、冬休み前までに全児童生徒に配布する。

■ 2011/12/15 【朝日新聞】

新子ども手当、 年収960万円超は月額5千円 政権方針

来年度から新しい仕組みに変わる「子ども手当」について、野田政権は14日、所得制限の対象となる世帯への支給額を、中学生までの子ども1人あたり月額5千円とする方針を決めた。来年度予算に必要な額を計上するが、自民、公明両党との調整は難航しそうだ。子ども手当は今年10月分から、子ども1人あたり月額1万円（3歳未満と第3子以降の小中学生までは1万5千円）となっている。来年6月からは所得制限が設けられ、夫婦と子ども2人の世帯では年収960万円程度で線引きされる。所得制限で手当を受け取れなくなる世帯への支給額について、民主党の三井辨雄政調会長代理は14日、公明党の坂口力元厚生労働相に月額5千円とすることを提案。新制度の名称は「子どものための手当」とする方針を伝えた。坂口氏は回答を保留し、自民党は協議に応じていない。野田政権は両党の了解が得られなくても、この方針を盛り込んだ関連法案を来年の通常国会に提出したうえで、修正協議に入る考えだ。

■ 2011/12/16 【朝日新聞】

教科書、原発の負の側面を強調 各社が訂正申請

東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故を受け、来年度の小中高校の教科書の多くが書き換えられる。文部科学省によると、中学の教科書では全体の3割で訂正申請が出された。原発については安全性の記述が弱まり、負の側面を教える記述が増えた。「シーベルト」などニュースでよく耳にする言葉も盛り込まれた。文科省によると、来年度発行予定の教科書は小中高で計約1300点。今月8日までにこのうち106点について震災・原発事故関連の訂正申請があり認められた。とくに中学校用は全131点の3割近い37点に及んだ。検定作業が終了したのは3月末で、直前に起きた震災と原発事故は盛り込めなかったため、検定段階の内容から改めた。高校用の大半と小学校用は現行の教科書を書き直した。原発関連はこれまで効率の良さや温暖化への影響の小ささの記述が目立ったが、負の側面の記述を大幅に増やした教科書が多い。

■ 2011/12/19 【読売新聞】

小2でも35人学級、 教職員千人増員…政府方針

政府は、公立小学校の1年生に2011年度から導入された「35人学級」について、12年度は小学2年生でも実施する方針を固めた。制度改正を行わずに、12年度予算案で教職員を約1000人増員する。「35人学級」は学級規模の標準を40人から35人に引き下げ、きめ細かく指導するのが目的だ。文部科学省は11年度予算編成で小学1、2年の実施を求めたが、財務省が教職員人件費の増大に難色を示し、小1に限定された。小1の35人学級は、入学したばかりの児童が学校生活に適應できない「小1プロブレム」対策を重視して導入された経緯があり、小2での実施が認められるかどうかは予算編成の焦点の一つとなっていた。義務標準法を改正し、恒久制度として小2の35人学級を導入するには約4100人の教職員増員が必要となる。一方で、全国の小2学級の9割以上は、自治体の独自予算など

で35人以下に学級規模が縮小。あと教職員を約1000人増員すれば36人以上の学級が実質的に全国で解消され、今の小1が進級した際にクラス替えを迫られずに済む。

■ 2011/12/20 【朝日新聞】

文科省、「出世払い」奨学金導入へ 来年度から

文部科学省は、卒業後に一定の年収水準に達しなかった人について、学生時代に借りた奨学金の返済を期限を定めずに猶予する制度の導入を決めた。貸与制を原則としつつ、返済は「出世払い」とすることで、高まる雇用不安に対応する。来年度から施行する方針。対象は、日本学生支援機構（旧日本育英会）が貸与する無利子の奨学金を来年度から借りる大学・短大・高専などの学生で、大学院生は除く。貸与時に保護者の世帯年収が300万円以下の人に限る。返済を猶予する本人の年収水準は「300万円以下」とする。卒業後、年間所得を証明する書類とともに猶予申請を受け付ける。年収が水準を超えたら返済を始めてもらう。

■ 2011/12/20 【日経新聞】

児童相談所に警官 OB、 虐待相談急増で 東京都と警視庁

児童虐待に関する相談が東京都内で急増していることを受け、都と警視庁は20日、児童相談所に警察官OBを配置するなど連携強化を図る確認書を交わした。都や警視庁によると、来年度以降、少年の保護や少年事件の取り扱いを経験したことがある警察官OBを非常勤職員として雇用し、都内11カ所の児相に配置する予定。OBは児童福祉司の調査に同行し、保護者から威圧的な言動や暴力行為があった場合などに対応する。確認書には、児相と警察の意見交換の場を拡充していくことや、職員が相互に研修に参加して知識やノウハウを習得していくことも盛り込んだ。都の杉村栄一福祉保健局長は「児童虐待への心構えを新たに、今まで以上に連携していきたい」と話していた。都によると、児童虐待が疑われる相談件数のうち、児相が即座に対応した件数は2010年度では4450件。前年度から約

1.3倍増加した。

■ 2011/12/23 【毎日新聞】

精神疾患：教員の休職、 18年ぶり減 文科省「依然、高い水準」

うつ病などの精神疾患で10年度に病気休職した公立学校の教員は前年度を51人下回る5407人で、18年ぶりに減少したことが22日、文部科学省の調査で分かった。文科省の担当者は「相談窓口の整備や復職支援が成果を上げているが、依然として高い水準」と分析。精神疾患者のほぼ半数が所属校に勤務してから2年未満で休職していたことも新たに判明し、文科省はメンタルヘルス対策を一段と充実させる方針だ。調査は、全国の公立小中高校や特別支援学校の教員約92万人を対象に実施。年代別の精神疾患者は、50代以上の2154人（40%）が最多で、40代の1827人（34%）、30代の1064人（20%）、20代の362人（7%）と続いた。今回初めて、休職した時の所属校の勤務年数を調べたところ、2年未満が2472人（46%）と半数近くを占めた。異動で話し相手がいなくなるなど勤務環境の変化が精神状態の不調につながった可能性がある。全体の病気休職者は33人増の8660人で過去最多を更新。文科省の10年度調査では教員の年齢構成は小中高校の各校種で50歳以上が3分の1を超えており、「教員の高齢化」が病気休職増加の要因とみられる。

■ 2011/12/26 【毎日新聞】

高校無償化：朝鮮学校への適用、 判断は来年 文科相が見通し

中川正春文部科学相は24日の閣議後の記者会見で、朝鮮学校への高校授業料無償化の適用審査について「鋭意調査をやっているが、もう少し時間がかかる。今年中には難しい」と述べ、適用の可否の判断が年明け以降になるとの見通しを示した。8月に菅直人前首相が審査の再開を指示し、当初めどとされた2～3カ月は既に経過。北朝鮮の金正日総書記急死という情勢変化を受けてさらに長期化も懸念される。各種学校に位置づけられる朝鮮学校への無償化の適用は、文科省が昨年11月に専修学校高等課程をベースにした審査基準

を決めたが、直後に北朝鮮による砲撃事件が起き、菅氏が審査手続き停止を指示。菅氏は今年8月29日「砲撃以前の状態に戻った」として再開させた。

■ 2011/12/26 【読売新聞】

「家に絵画、専門書あるか」と 家庭状況調査？

文部科学省は小学6年と中学3年を対象にして行っている全国学力テストにあわせ、家庭の経済状況を子供に問うアンケート調査を実施する方針を固めた。経済状況によって生じる子供の学力格差を解消するのが狙いで、2013年度から実施する。家庭の経済状況と子供の学力の関係を巡っては、同省が実施した学校へのアンケート調査で、給食や修学旅行費などの就学援助を受ける子の割合が高い学校ほど、学力テストの正答率が低いことが判明。経済的に苦しい家庭の子が勉強で伸び悩み、将来的に新たな経済格差、学力格差を連鎖的に生む「学力格差の固定化問題」が指摘されていた。同省では、全小中学校が参加する13年度の調査で、家庭の経済状況をより細かく把握し、経済的にゆとりのない家の子が多くても成績の良い学校を抽出。こうした学校の指導法を参考にして、格差の是正を図る。新調査は、これまで学力テストの際に行ってきた学習習慣や生活環境についてのアンケート調査に、家庭の経済状況を探る質問を加える形式で行う。「親の収入や職業を具体的に聞くのは難しい」（同省）ため、調査では「ピアノなどの習い事をしていますか」など、間接的な質問をいくつも行うことを検討している。経済協力開発機構（OECD）の国際学力調査（PISA）では、すでに家庭の文化度や経済状況と学力の関連性を探るために「自宅に文学作品や絵画、専門書があるか」などを尋ねており、こうした調査も参考にする。

■ 2012/1/5 【朝日新聞】

放射能理由、外国籍夫が子と帰国 条約未加盟で妻窮地

原発事故を理由に、日本人と結婚した外国人が子どもを連れて母国に帰るケースが出始めている。子を連れ戻すのに有効なハーグ条約に日本は加入しておらず、子を奪われた母親は途方に暮れる。日本がハーグ条約に加入していれば、加盟国の米国は子どもを元の居住地に戻す義務を負う。だが、未加盟なので保護の対象にならない。

■ 2012/1/13 【毎日新聞】

橋下大阪市長：君が代起立条例案、 2月市議会に提案へ

大阪市の橋下徹市長は13日、市立学校の教職員に君が代の起立斉唱を義務づける条例案を、2月市議会に提案する意向を明らかにした。大阪府では昨年6月、同様の条例が全国で初めて成立。府条例は大阪市にも適用されているが、起立斉唱の徹底を図る狙いがあるとみられる。ただ、市議会では、橋下市長が代表を務める大阪維新の会市議団が過半数を占めておらず、成立は厳しい見通しだ。

■ 2012/1/16 【朝日新聞】

施設・里親から虐待103人

10年度、厚生省集計親の虐待や死別などの事情で親元を離れて施設などで暮らす子どもが職員らに虐待された事例が、2010年度に39件あり、被害者は103人にのぼった。厚生労働省が16日に全国の集計結果を発表した。ただ、虐待は当事者が訴え出ないと発覚しにくく、実際はもっと多い可能性がある。被害者は小学生が46人、中学生が25人、小学校就学前が20人で、高校生の被害もあった。発生場所は児童養護施設（27件）が最多で、里親など（8件）も目立った。主な虐待の内容は身体的虐待（23件）、性的虐待（9件）、心理的虐待（4件）、ネグレクト（3件）の順に多かった。具体的には、暴れる児童の手足を粘着テープで拘束（身体的虐待）▽施設職員が幼稚園児らの下腹部を繰り返し触った（性

的虐待)▽数年にわたり児童間で性被害・性加害があったが、適切に対応しなかった(ネグレクト)▽指しゃぶりがなおらない児童に指の壊死(えし)画像を見せ、「指を切ることができる」とはさみを見せた(心理的虐待)——などの事例があった。施設職員らによる虐待の存在は昔から指摘されていたが、09年の児童福祉法改正で、発見者に児童相談所などへの通告義務が課せられ、都道府県が立ち入り調査や施設に改善勧告をする仕組みも整備されたことで、状況が把握しやすくなった。

■ 2012/1/17 【毎日新聞】

大阪府教委：君が代起立「徹底を」 全教職員に職務命令

教職員に君が代の起立斉唱を義務づけた大阪府条例を受け、府教委は17日、府立学校長を集めた会合で、全教職員約1万3000人に対して起立斉唱を求める教育長名の職務命令を出した。条例施行後初の卒業式を控え、起立を徹底させる狙いがある。中西正人教育長は「府民の信頼に応えられるよう起立斉唱の完全実施が必要だ」と述べた。

■ 2012/1/25 【毎日新聞】

国立教育政策研究所： 論理的思考力測る調査、 高2対象に来月実施

国立教育政策研究所は24日、高校2年生を対象に論理的な思考力を測る調査を初めて実施すると発表した。社会の各分野で論理的な思考力が求められるようになったことから、高校生が持つ力の現状を探ることにした。調査は2月に行い12年度中に結果を公表する。調査の対象は無作為に抽出した全国160校の約6000人。出題するのは、各教科を横断して論理的な思考力を調べる問題と、数学の活用力を調べる問題。論理的な思考力が高い生徒は数学の活用力も高いのか、逆に数学の活用力が高い生徒は論理的な思考力も高いのかなどの相関関係を分析する。

■ 2012/1/31 【朝日新聞】

救われる子、不信募らせる親…… 増える児童相談所の介入

子どもへの虐待防止に児童相談所が親子の間に立つ場面が増えている。早期の介入で救われる親子がいる半面、親と行政側の意見が食い違い、激しく対立することも。関係がこじれた親子を、社会はどう支えていくべきなのだろうか。厚生労働省によると、虐待を受けているとして、子どもを親の同意なく児童福祉施設に入れるため、児童相談所が家裁に審判を申し立てるケースは、全国で年間200件前後あるという。西南学院大学の安部計彦教授(児童福祉学)は「介入が遅れば子どもの命に関わる場合があり、児相と保護者の対立は避けられない面がある」としつつ、「親への支援がしっかりしていれば、トラブルは起こりにくい」とも指摘。「児童福祉の最終的な目標は、子どもが安全に家庭で過ごせること。事態を判断する児相職員の専門性をより高めるとともに、中立的な立場から家庭をサポートする第三者的存在が求められる」と話す。

■ 2012/2/1 【朝日新聞】

発達障害を就学前から支援 保育所・幼稚園で取り組み広まる

小学校入学の準備が進む季節。意思疎通などに困難を抱えやすい発達障害は、親や周囲が早期に子どもの特性を把握し、適切な支援や環境調整をすることで、社会に適応しやすくなるとされる。埼玉県内でも、保育所や幼稚園など、就学前から支援する取り組みが広がっている。朝霞市は、就学前から中学校まで途切れない支援を目指し、2009年度から「育み支援バーチャルセンター事業」を始めた。中核は巡回相談。対応に苦慮する現場を支援するため、年2回、小児神経科医ら専門スタッフと市職員が市内の全保育所、幼稚園、小中学校を訪問する。埼玉県は発達障害支援に力を入れるとして昨秋、保育士や幼稚園教諭向けのガイドブック3万冊を作り、政令指定都市のさいたま市を除く県内の全施設に配った。「大切な話をする時、じっとしていない」など、

気になる行動を例に挙げ、困っている原因を考えるよう促し、児玉保育園など支援に取り組む現場の工夫も紹介している。保護者用の啓発冊子も作り、23万冊を配った。気になる行動やその理由、対処法のほか、発達障害児やその保護者に対する偏見を持たぬよう、特性などを解説し、理解を求める内容になっている。県は「早期発見・支援のためには、就学前の日常生活での理解と支援が必要」と狙いを説明する。保育所や幼稚園の職員向けに「支援サポーター研修」を実施し、県内の8割以上の施設から約1600人が参加しているという。

■ 2012/2/1 【朝日新聞】

幼保一体 総合こども園 15年めど子育て支援案

政府は31日、消費増税に合わせて導入する新たな子育て支援制度案を、有識者らの検討会合でとりまとめた。増税分を財源にした働く世代向けの支援策の目玉となる。幼保を一体化した新型施設「総合こども園」を柱に待機児童の解消を図り、市町村には保育サービスに関する需要量の調査と計画策定も義務づける。今国会に関連法案を提出して2015年をめどに本格実施する方針だ。新制度は消費増税分の一部を財源に充てる想定のため、導入も増税実現が前提となる。新制度がめざすのは、就学前の子ども向け政策の一本化だ。今は、主に専業主婦家庭の子どもは幼稚園、共働き家庭では保育所に通い、所管も文部科学省と厚生労働省に分かれる。これらの施設を、消費増税に合わせて15年をめどに創設する「こども園」制度の下に束ね、指定を受けた施設には、市町村が運営費などとして「こども園給付」を出す仕組み。幼保一体化型の「総合こども園」が中核だが、一定の基準を満たせば幼稚園や0～2歳児だけを受け入れる保育所も指定を受けられ、3種類が混在する形となる。総合こども園は、専業主婦・共働きを問わず、子どもを受け入れ、集団生活のルールなど学びに力点を置く「教育」と、安全を守りながら発達を支援する「保育」の両方の役割を担う。しかし、こども園制度の所管は複雑で、分野ごとに厚労省、文科省、内閣府

の権限が入り組む。「縦割り行政」の非効率解消というねらいは中途半端に終わり、関係者からは「一元化でなく三元化になる」との懸念も出ている。

■ 2012/2/2 【朝日新聞】

小中に公立初の「読書科」 東京・江戸川区、年25時間で開始

東京都江戸川区教育委員会は4月からすべての公立小中学校に「読書科」を新設する。本好きの子どもを育てるのが目的で、成績表の評定は行わない。同教委によると、公立校では全国初という。文部科学省の指定を受けて、学習指導要領から離れて自治体独自の教育課程を編成できる特例校制度を活用する。1日に発表した12年度予算案で図書購入費として1億7266万円を計上した。小学校6万2千冊、中学校3万9千冊分にあたる。区教委は2010年度から年間1千分以上の「朝読書」を全小中学校で行ってきた。だが、同じページを眺めているだけの子どももいて、読書が苦手な子どもも興味を持ったり、想像力をふくらましたりできるような工夫が必要だと感じたという。カリキュラムは各校がつくるが、同教委は例として、小学校では図書館の使い方や読み聞かせ、中学校ではテーマに沿った本を紹介するブックトーク、書店に並ぶポップ広告の作製などを挙げている。マンガは対象としない。朝読書や総合学習の時間などを使い、新年度は年間25時間以上、13年度30時間以上、14年度は35時間以上に段階的に増やしていくという。

■ 2012/2/4 【毎日新聞】

文科省：有識者会議、 柔道の安全指針案

文部科学省の有識者会議（座長、本村清人・東京女子体育大教授）は3日、来年度から中学1～2年生で必修化される武道のうち柔道の安全管理指針案を示した。学習指導要領の解説に示された大外刈りなど六つの基本技については、「あくまで例示であり、全ての技を取り扱うよう示したものではない」との見解を明記した。文科省は今年度内に各校へ周知する。

■ 2012/2/5 【読売新聞】

京都府、家裁と連携 「不処分」少年の更生支援

事件などで検挙・補導されて家庭裁判所に送致された後、不処分や審判不開始となった少年について、京都府は2012年度から、京都家裁などと連携して、立ち直りを支援する取り組みを始める。専門家らがカウンセリングや進学・就職指導などにあたる試みで、府によると全国で初めてという。少年院送致や保護観察などとなった少年に比べ、不処分や審判不開始の少年には特段の対応が取られず、再び非行に至ることも少なくないだけに、成果が注目される。府によると、拠点となる「立ち直し支援センター」（仮称）を京都市内に開設。臨床心理士のほか、警察官や教諭のOBがコーディネーターを務め、学校や警察、学生ボランティアらと連携して、カウンセリングのほか、勉強を教えたり、農業体験をさせたりして、進学・就職の指導をする。家裁から少年についての個人情報に府に伝えられることはないが不処分や審判不開始となった後、家裁から少年本人や家族らに支援の取り組みについて伝えてもらうことで連携。希望する少年に参加してもらう方向で検討している。府は、初年度は100人程度を見込み、13年度以降に府北部と南部にも同様の拠点を置く考えだ。家裁送致された少年のうち、非行事実の内容が軽微で更生が十分に期待できる場合などは、保護処分をしなかったり（不処分）、審判を開かずに調査だけで手続きを終えたりする（審判不開始）。最高裁によると、2010年に全国の家裁が取り扱った少年16万5596人のうち、不処分は2万5723人、審判不開始は8万3440人だった。

■ 2012/2/7 【読売新聞】

小中高校のいじめ増加、 年間7万7630件に

文部科学省は6日、全国の小中高校、特別支援学校を対象とした2010年度の「児童生徒の問題行動調査」の結果を発表した。昨年8月の速報値に入っていなかった岩手、宮城、福島県の数値を含めた結果、学校が把握した

いじめは前年度から4852件増の7万7630件となった。全国3万9520校の4割超の1万6335校でいじめを把握していた。文科省が把握を促したことや、群馬県桐生市で小6女児の自殺があったことなどが増加の要因とみられる。被災3県では、岩手で503件（前年度比51件増）、宮城で1586件（同186件減）、福島で232件（同49件増）だった。不登校の児童生徒数は、全国の小中学校で11万9891人（前年度比2.1%減）で、1000人中の不登校率も11.5人から11.3人に改善した。

■ 2012/2/9 【朝日新聞】

「大阪の先生になりません」 相次ぐ辞退 条例案の影響？

大阪府の2012年度の公立学校教員採用選考で、合格者2292人のうち284人（12.4%）が3日までに辞退したことがわかった。記録の残る過去5年間の最終辞退率は9～10%で、過去最高の辞退率。府教委によると、理由は「他府県や私学の教員に採用」が57.4%、「大学院進学など」が25.4%、「教員以外の就職」が5.3%。採用試験が行われている最中の8月に、教員評価の厳格化などを定めた教育基本条例案を大阪維新の会が公表したため、影響を指摘する大学関係者もいる。府教委は「分析していないのでわからない」としている。



活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.132／2012年2月号

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2012年2月29日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F
TEL・FAX 03(3265)2197
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:<http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円